

公有財産貸付公募実施要領

1. 目的

本要領は、宮代町が所有する公有財産を有効活用し、町内におけるスポーツの普及と地域活動の活性化を図るため、貸付希望者を公募し、その手続き及び契約条件を明確にすることを目的とする。

2. 貸付財産

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎 1 3 番地 1 他
土地 2, 0 0 0 m²、建物 1 1 2 m²

3. 貸付条件

- ・用途 町のスポーツ普及と地域活動の活性化に資する活動
- ・方式 賃貸借（土地、建物を現状のまま貸付け）
- ・料金 1 3 5, 9 0 0 円（年額）
- ・期間 契約を締結した日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
- ・管理 施設の安全対策や修繕は借受者で行う
- ・返還 貸付財産は原状に回復して返還する

4. 応募について

- ・資格 宮代町を活動拠点とするスポーツ団体
- ・方法 利用計画書に必要事項を記入し町担当へ提出
- ・期間 令和 8 年 6 月 1 日（月） 9 時から
令和 8 年 6 月 3 0 日（火） 1 7 時まで
- ・審査 審査方法は書面及びヒアリングとする
- ・基準 審査基準は別紙のとおりとする

5. その他

- ・現地確認をする場合は町担当まで事前に連絡すること
- ・応募された利用計画書の審査の結果、貸付け可能となったら、町と賃貸借契約を結び貸付けを行う
- ・施設で発生した事故や苦情は借受者で責任を負うものとし、町は一切の責任を負わない

(別紙)

審査基準

【計画内容】

- ①当該施設を使う目的を教えてください。(公共性の確認)
- ②施設を使用したときの効果を教えてください。(スポーツ普及の確認)
- ③施設使用時の安全対策を教えてください。(事故防止の確認)
- ④組織の運営能力(組織体制及び運営資金)を教えてください。(持続性の確認)
- ⑤活動実績を教えてください。(持続性の確認)